

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月5日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金業務を委託します。

2 履行(納品)場所

こども青少年局こども家庭課及び受託者社内

3 契約日

令和5年5月24日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

5 契約金額

98,517,100円

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京ソフトBPO株式会社  
東京都品川区西五反田7-24-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国の決定に基づき、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

東京ソフトBPO株式会社

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、かつ令和4年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)業務委託」の受託者です。

給付金の支給及び申請書の受付開始まで緊急を要する中、昨年度に引き続き事務

処理センター及びコールセンターを設置し、対応窓口を至急用意する必要がありました。

上記理由により、今回の業務委託においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者を選定しました

## 9 所管課

こども青少年局こども家庭課